

静岡県公安委員会規則第13号

静岡県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年7月23日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

静岡県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県金属くず営業条例施行規則（昭和33年静岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(休業の届出) 第9条 (略)	(休業の届出) 第9条 (略) <u>(確認の方法)</u> 第9条の2 条例第11条第1項の公安委員会規則で定める方法は、 <u>身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード等身分を証する資料の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることとする。</u>
(帳簿等) 第10条 (略)	(帳簿等) 第10条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第3号を次のように改める。

第 年 月 日
号

決 定 通 知 書

住 所
氏名又は名称

殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった静岡県金属くず営業条例第3条第1項に規定する金属くず商の許可については、次の理由により行わないこととしたので同条例第4条第2項の規定に基づき通知します。

理由

この処分不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第 8 号を次のように改める。

様式第 8 号（第 10 条関係）

受 入 れ							払 出 し			
取 引 年 月 日	品 目	数 量	特 徴	取引の相手方		確認方法	備 考	取 引 年 月 日	取引の相手方	
				住 所	氏 名				住 所	氏 名

(注)

- 1 品目欄は金属の種類を記載し、数量欄は一品ごとに記載すること。ただし、同一品種、種類、特徴で識別ができないものは、一括記入して差し支えない。
- 2 特徴欄には、物品名、色、大きさ、損傷状況等を記載すること。
- 3 確認方法欄は、身分を証する資料の提示を受ける方法により確認したときは、当該資料の名称を記載すること。取引の相手方が金属くず商又は金属くず行商であるときは、確認方法欄にこれらの許可証又は行商の証の番号を、備考欄にこれらの氏名又は名称を記載すること。
- 4 現に使用している帳簿に既に住所及び氏名が記載してある者については、氏名以外の事項で異動のないものの記載は、省略することができる。
- 5 書き損じたときは、帳簿にその旨を記載し、記載事項を読むことができる程度に斜線を引き、用紙は破棄しないこと。

様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

第 年 月 日

保 管 命 令 書

住 所
氏名又は名称

殿

静岡県警察本部長 印
(警 察 署 長 印)

静岡県金属くず営業条例第 14 条の規定により、下記のとおり保管を命ずる。
記

- 1 保管物の品目、特徴及び数量
- 2 保管の期間
- 3 保管場所
- 4 保管の理由

切 り 取 り 線

契
印

受 領 書

保管命令書 1 通（ 年 月 日付け 第 号）の内容を承知して受領しました。

静岡県警察本部長 殿
(警察署長 殿)

年 月 日

氏名又は名称

(裏)

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

（表）

第 号
年 月 日

営業停止等処分通知書

住 所
氏名又は名称

殿

静岡県公安委員会 印

静岡県金属くず営業条例第16条の規定に基づき、次の処分を行うこととしたので通知します。

1 処分の内容

2 起算日
年 月 日から

3 処分の理由

(裏)

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県金属くず営業条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。